<診断基準>

単心室循環症候群は、単心室症、左心低形成症候群、三尖弁閉鎖症、心室中隔欠損を伴わない肺動脈弁閉鎖症の総称である。各疾患と診断された場合を対象とする。

1.単心室症

単心室症では、大循環と肺循環を維持する心室を主心室、小さく残存して、ほとんど機能していない心室を痕跡的心室と呼称する。

〈診断〉

心臓超音波検査または MRI で、一つの心室(主心室)に両房室弁もしくは共通房室弁が挿入している場合 (房室弁の全てが一つの心室に挿入している)、房室弁が2つある場合は、1つの房室弁は全て主心室に 挿入し、他方の房室弁が痕跡的心室に騎乗していても、その程度が 50%未満のみ挿入していることが判明 すれば、単心室症と診断する。主心室の構造と瘢痕的心室の位置関係をみることにより、左室性か右室性 かを診断する。

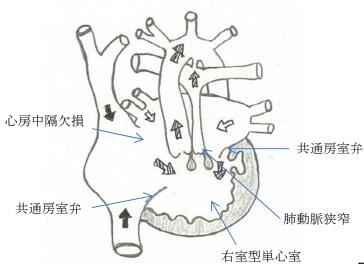


図2右室型の単心室症

2.左心低形成症候群

心臓超音波検査にて、下記の2つの特徴を有する場合に診断する。

- ① 非常に小さい左室(重度低形成例では左室はスリット状または確認不能)を認める。大動脈弁及び 僧帽弁は閉鎖または狭窄している。 左室は左後方に存在するが低形成で心尖部に到達しない。
- ② 一方、肺動脈は太く、動脈管が閉鎖しない状態では、血液は肺動脈から大動脈へ右-左短絡している。卵円孔または心房中隔欠損があることが必須で、左房から右房への短絡が確認される。

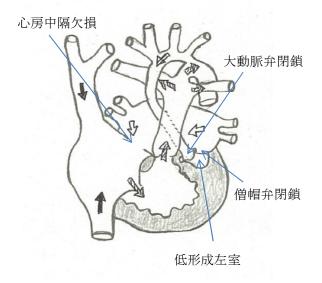


図3 左心低形成症候群

3.三尖弁閉鎖症

①四腔断面で右房から右室へのつながりの閉鎖(多くは筋性閉鎖)、②心房中隔と心室中隔の不整合 (malalignment)が診断の基本となる。また、③生存中なら心房間交通(右房から左房への短絡)が必須であり、④心室中隔欠損も伴い左室から右室への短絡を認めることもある。大血管は正常連結のものと大血管 転位のものに分けられる。基本は心臓超音波検査で診断されるが、心臓カテーテル検査、心臓 MRI または CT でも可能である。

〈診断〉

心臓超音波検査、心臓カテーテル検査、心臓 MRI または CT のいずれかにおいて、①を認めた場合、三尖 弁閉鎖症と診断する。②、③、④は診断に必須ではない。

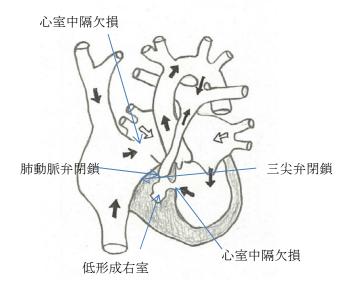


図4三尖弁閉鎖

4.心室中隔欠損を伴わない肺動脈弁閉鎖

①肺動脈弁が漏斗部閉鎖か弁性閉鎖となる。②肺動脈は細く、③肺血流は大動脈から動脈管を通して供給されるか、④大動脈からの体肺側副血管によって供給される。⑤心室中隔欠損は存在しない。多くは、右室は低形成であり、肺循環を維持することが不可能である。

〈診断〉

心臓超音波検査、心臓カテーテル検査、心臓 MRI または CT のいずれかにおいて、①、②、⑤の全てと③かつ/または④を認める場合、心室中隔欠損を合併しない肺動脈弁閉鎖と診断する。

心房中隔欠損

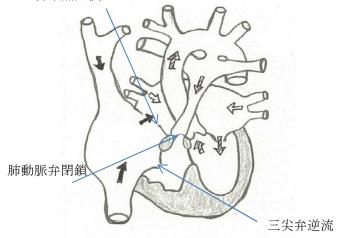


図5心室中隔欠損を伴わない肺動脈弁閉鎖

<重症度基準>

NYHA 心機能分類 Ⅱ 度以上

NYHA 分類

I度	心疾患はあるが身体活動に制限はない。		
	日常的な身体活動では疲労、動悸、呼吸困難、失神あるいは		
	狭心痛(胸痛)を生じない。		
Ⅱ度	軽度から中等度の身体活動の制限がある。安静時または軽労作時には無症状。		
	日常労作のうち、比較的強い労作(例えば、階段上昇、坂道歩行など)で疲労、動		
	悸、呼吸困難、失神あるいは狭心痛(胸痛)を生ずる。		
Ⅲ度	高度の身体活動の制限がある。安静時には無症状。		
	日常労作のうち、軽労作(例えば、平地歩行など)で疲労、動悸、呼吸困難、失神あ		
	るいは狭心痛(胸痛)を生ずる。		
IV度	心疾患のためいかなる身体活動も制限される。		
	心不全症状や狭心痛(胸痛)が安静時にも存在する。		
	わずかな身体活動でこれらが増悪する。		

NYHA: New York Heart Association

NYHA 分類については、以下の指標を参考に判断することとする。

NYHA 分類	身体活動能力	最大酸素摂取量
	(Specific Activity Scale; SAS)	(peakVO ₂)
I	6 METs 以上	基準値の 80%以上
II	3.5∼5.9 METs	基準値の 60~80%
III	2~3.4 METs	基準値の 40~60%
IV	1~1.9 METs 以下	施行不能あるいは
		基準値の 40%未満

※NYHA 分類に厳密に対応する SAS はないが、

「室内歩行 2METs、通常歩行 3.5METs、ラジオ体操・ストレッチ体操 4METs、速歩 5-6METs、階段 6-7METs」を おおよその目安として分類した。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。